

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(令和 7 年第 4 回有田川町議会定例会)

令和 7 年 1 1 月 2 7 日
午前 9 時 3 0 分開議
於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (13名)

1 番	濃 添 勇 作	2 番	栗 山 昌 之
4 番	椿 原 竜 二	5 番	中 島 詳 裕
6 番	星 田 仁 志	8 番	谷 畑 進
9 番	西 弘 義	10 番	林 宣 男
11 番	岡 省 吾	12 番	森 谷 信 哉
13 番	堀 江 眞 智 子	14 番	増 谷 憲
15 番	殿 井 堯		

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

6 番	星 田 仁 志	12 番	森 谷 信 哉
-----	---------	------	---------

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (13名)

町 長	中 山 正 隆	住民税務部長	小 澤 俊 彦
福祉保健部長	井 本 英 克	総務政策部長	中 屋 正 也
消 防 長	岩 井 伸 幸	産業振興部長	南 長 寿
建設環境部長	森 本 博 貴	清水行政局長	中 谷 芳 尚
総 務 課 長	原 秀 文	財 務 課 長	青 石 元 希
企画調整課長	寺 杣 眞 英	教 育 長	片 嶋 博
教 育 部 長	中 平 洋 子		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2名)

事 務 局 長	山 縣 和 弘	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

令和7年第2回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	椿原竜二	1. 合併20年の総括について
2	殿井 堯	1. 自主防災組織について 2. 町指定避難所について
3	栗山昌之	1. 農業被害をもたらす有害獣などの駆除及び寄生するマダニによるSFTS感染の防止について
4	増谷 憲	1. 空き家対策について 2. 物価高騰対策について 3. 風力発電事業について
5	岡 省吾	1. 有田川町の今後について 2. 文化財の保護・管理について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は13人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12人あります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり、5名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 4番（椿原竜二）……………

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君の一般質問を許可します。

椿原竜二君の質問は、一問一答形式です。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

皆様、改めましておはようございます。4番、椿原竜二でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回が任期最後の一般質問となりました。2期8年間、地域の声と真正面から向き合い、町の未来に全身全霊で向き合ってきました。悔しい日も誇らしい日も、その全てが有田川町をよりよくしたい、その一心で積み重ねてきた日々であります。そ

して何より、どんなときも町民の皆様の暮らしを第一に考え、町のかじ取りを担ってこられた中山町長、合併から20年という節目であり、そして20年間もの長きにわたり町政を背負い、前を向き続けてこられた中山町長も最後の一般質問を迎えております。

20年という歳月は、並大抵の歩みではありません。地域ごとに背景も環境も異なる中、その調整役として最前線で対応してこられたのはまさに町長でありました。決して簡単ではない道のりを20年間、町を一つにまとめるために歩んでこられたこと、その重みを感じております。

順風な日ばかりではなく、苦しい決断を迫られた日もあったと思います。それでも町長は、どんなときも町民の暮らしを最優先に、責任と覚悟を持ってかじを取ってこられた、その姿勢は議会の一員として、また同じ町のために働く者として私は深く尊敬しております。その献身と御尽力に心から感謝を申し上げ、質問に入らせていただきます。

まず初めに、合併から20年の総括についてお伺いいたします。

町長が歩んでこられたこの20年は、町の未来を切り開くための挑戦と決断の連続だったと思います。その積み重ねが今日の有田川町を形づくってきました。そこで伺います。この20年間でこれは町民のためにやり切れたと胸を張れる成果はなにか。また、未来のためにさらに磨いていくべき課題は何か。町長として率直は総括をお聞かせください。

次に、子ども・若者が戻ってくるまちづくりについてお伺いいたします。

私は、これまでみんなが戻ってくる町にしたい、その思いで議場に立ってまいりました。その思いを語れるのも、町長がこれまでの20年で土台をつくってくださったからこそだと感じております。そこで伺います。子育て教育の環境づくりにおいて、町長が特に手応えを感じている取組は何か。そして、次の世代に向けてさらに強化すべき政策は何か。町の未来をつくる視点からお答えください。

次に、合併特例債の活用と今後の財政運営について伺います。

有田川町がこれまで発展し、大規模事業など暮らしを支える基盤を整えてこられた背景には、この合併特例債という制度の存在がありました。町の未来に必要な投資を必要なときにできた、その意味は非常に大きかったと感じております。しかし、今年度で制度が終了し、これから公共施設の更新、インフラの長寿命化、少子高齢化に伴う財政需要など、私たちが直面する課題は確実に増えていくものだと理解しております。だからこそ今、合併特例債をどう総括し、今後の財政をどのように組み立てていくのかということが、この町の10年、20年先を左右するものだと考えております。そこで伺います。この20年間、合併特例債をどのように活用し、町としてどのように評価をしておられるのか。特に町の将来負担への影響や事業効果の総括についてお聞かせください。また、制度の終了が迫る中、合併特例債終了後の財政運営につ

いて、どのような長期戦略を描いているのか。公共施設の更新計画、財政の平準化、基金活用など将来を見据えた方針をお聞かせください。

次に、次世代へのバトンとしてのメッセージということで、町長がかじ取りを行ってきた20年間の町政の中には、言葉にできない葛藤や町のために抱え続けた責任があったはずですが。その全てを知ることはできませんが、町長の背中が示してきた覚悟は、確かに私たち議会にも伝わっているものだと考えております。そこで伺います。これから町を担う新しいリーダーたちへ、町長が最後に残したい言葉は何か。その言葉はこれからの有田川町にとって大切な羅針盤になると考えております。

そして、最後に伺います。町政というのは、どれだけ尽くしてもこれで完成ということはありません。20年間全力で走り続けてこられた町長だからこそ、ここは後に託したい、ここはあと一歩だった、そう感じるものが必ずあるはずだと思っております。そこで伺います。町長が次の世代へ託したい政策や課題は何か。町の未来のためにぜひ率直はお言葉を頂戴したいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

皆さん、おはようございます。

また、今回も5名の方が登壇されます。私につきましても、これが最後の皆さん方との議論の場ということで、非常に懐かしくも、寂しくも思っている次第です。部長も出席してますんで、本日も丁寧にお答えさせていただきたいと思っております。

椿原議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、合併20年の総括についてでありますけれども、平成18年1月1日、3町合併から本年で20年の節目を迎えました。たしか私、平成14年の4月に有田川ではなくて吉備町長として初当選させていただきました。その時分から平成の合併の議論が全国で持ち上がりまして、この有田郡市も1市5町が当時ありましたけれども、何とかして1つにならないかということで、当時、広川の石原町長が合併の最前線の会長として頑張ってくれたんですけれども、どうにもならないということでだんだんと一旦解散して、その中でもどこか合併をするところがないかという思いで、これはもちろん町の中でも物すごく賛否がありました。

この合併の効果については、今、そんなに簡単に総括できるわけではありませんけれども、私自身は合併はよかったという感じを持っています。これからも、また合併した以上は、この3町がいかにやっていくかということで頑張っていけたらなと思っています。

この20年間、町民の皆さんの生活を守り、さらに未来へとつなぐまちづくりを進めるべく、全力で取り組んでまいりました。振り返ったら、決して平たんな道ではな

かったような感じがします。特に人口減少や災害対策など、地域が直面する課題は多岐にわたりました。しかし、その都度、議会の皆様、地域団体、そして町民一人一人のお力添えをいただきながら、合併の目的であった持続可能なまちづくりを着実に前へ進めてこられたと感じております。

インフラ整備においては、町民生活の安心安全を支える基盤として、長年の課題であった下水道整備を計画的に進めました。生活環境の向上、河川環境の改善、将来世代への負担軽減などに向け、町として確かな一步を刻むことができました。また、町の玄関口である藤並駅について、利便性と安全性を高める整備を完了いたしました。交通アクセスの改善は、日常生活のみならず移住・定住促進や地域活性化にも直結する重要な取組であると思います。

次に、本町の誇る基幹産業である農業については、有田みかんの品質向上と販路拡大に向けた取組を継続し、全国的な評価を一層高めることができました。有田みかんについては、先日もイタリアのミラノで段々畑が世界農業遺産に認証されまして、3名の代表が先日、ミラノで授賞式に臨んできていただいていたところでもあります。さらにこのことによって、有田みかんをもう一ランク上に上げていくような努力がこれから必要ではないかと思っております。

また、今や全国的な注目を集める特産品であるブドウ山椒につきましても、生産者支援や加工品開発、販促の取組を進めることで、地域の新たな価値創出につなげてまいりました。これらの農産物は、有田川町の歴史と気候風土が育んだ宝であり、町のブランド力そのものであります。生産者の皆さんの努力と技術、そして町と関係機関の支援が一体となったことで、地域経済を支える確かな柱へと成長してきたものと実感しております。

次に、子ども・若者が戻ってくるまちづくりについてでございますが、まず教育面における第1の柱は、保育・教育の質の向上であります。本町では、保育士や教職員の指導力向上を図り、保育内容の充実、学力・体力の向上、生徒指導上の課題や虐待・不登校への対応力の強化を目的として、教育最先端化1000日プロジェクトを推進してまいりました。また、各小中学校の特色ある教育活動や環境学習を促進するため、教育活動奨励交付金を交付しております。これらの取組を重ねることで、教育現場からは、子供の確かな成長を実感しているとの報告を受けております。

第2の柱は、安全で安心な教育環境の確保であります。藤並こども園、金屋第三こども園の建て替え、きび森のこども園の新築に加え、このたび竣工いたします金屋第一こども園をはじめ、学校施設では田殿小学校、吉備中学校の校舍更新や照明のLED化を進めてまいりました。さらに、学童保育施設においても、藤並、田殿、御霊、金屋、石垣の施設整備を進め、子供たちが安心して過ごせる環境づくりを計画的に実施してまいりました。また、今後3年間で小学校の体育館、今、中学校をやりましたけれども、今度は清水の八幡中学校のクーラー設備が終われば、旧3町の小学校の体

育館のクーラー設備を3年間で終わってくださいということを申し上げております。また、小中学校給食の無償化にも取り組み、家庭の負担軽減と子供の健やかな成長を支える環境整備を進めております。

第3の柱は、有田川町ならではの学びの推進であります。中学生海外研修については、次世代を担う子供たちの学びの保障と人材育成の観点から実施しております。また、絵本を通じた読書活動を推進し、子供の豊かな感性を育む取組を進めるとともに、地域の自然、歴史、文化について学べる教育冊子を作成し、児童生徒の学習に活用しております。さらに、学校教育だけではなく、得難い体験の場としてカヌーやウィンドサーフィンの体験活動、各種文化・スポーツのアウトリーチ事業にも取り組み、子供たち一人一人の可能性を広げる機会の提供に努めてまいりました。これらの取組により、有田川町の子供たちは元気に、そして頼もしく成長しているものと感じております。

今後につきましても、子育て・教育の質のさらなる向上と学びの環境整備を総合的に推進し、子供たちが有田川町で学んでよかったと実感できる、確かな子育て・教育環境の実現に向けて、町として着実に取組を進めてまいりたいと思います。子育て世代の支援といたしまして、出産祝金、第3子以降出産祝金や育児用品の支給、乳幼児・こども医療費の助成等を行っております。また、安心して子供を産むことができる環境整備として、有田1市3町で協力して産科医療機関の運営支援を行っているところでもあります。聞くところによると、糸我保育所跡でしてますファミリー産院ですけども、有田川町から今のところ2025年度は50人出産していると聞いております。非常にみんなに喜んでいただけるような施設になっていると思います。

次に、合併特例債の総括と今後の財政運営についてでございますが、合併特例債を活用した主な事業として、藤並駅舎、地域交流センターALEC、吉備中学校、きび森のこども園、鳥屋城小学校プール、金屋第一こども園、あさぎり、体験交流工房わらし、消防庁舎などの施設整備や町道等のインフラ整備など、有田川町としての一体化を促進し、町全体の均衡ある発展を図るため様々な事業に活用してきたところであります。

平成18年度から令和7年度までの20年間、合併特例債の発行総額は139億2,410万円となる予定であり、財政運営が厳しい中、財政措置の有利な合併特例債を活用することによって、福祉、農山村整備、社会資本、教育の充実と幅広く各事業に取り組むことができ、かつ財政の健全化を維持できたことは、今日の町の発展に寄与したと評価しているところであります。

合併特例債は、令和7年度をもって終了することで、財政運営が一層厳しい状況になると思われ、今後も国の動向に注視しながら補助事業を活用し、また辺地・過疎対策事業債などの財政措置の有利な地方債を計画的に発行していくことが重要であると考えているところであります。

また、新規事業や公共施設の長寿命化等、事業の優先順位を考慮し、単年度における過度な財政負担とならないよう計画するとともに、公共施設整備基金、ふるさと応援基金などの基金を活用するため、必要な財源を確保し、持続可能な財政運営に努めていくことが重要であると考えております。これらの取組は、私一人の力では成し遂げられるものではありません。議会、地域、行政、そして町民の皆さんが同じ方向を見詰め、力を合わせて歩んだ20年間であるからこそ、成果として形になったものであると考えております。

令和6年4月24日発表された民間の有識者グループ「人口戦略会議」の分析においては、有田川町は消滅可能性自治体を脱却したと発表されており、合併以降約20年間の取組について、一定の成果があったと思います。しかしながら、人口減少、少子高齢化は止まったわけではありませんが、特に本町は人口が増加している地域がある一方で、過疎化が著しい地域もあり、地域によりそれぞれ特有の課題を抱えている状況であります。人口減少に対応した持続可能な地域づくりとして、若い世代の定住促進、子育て・教育環境の改善、働く場の創出など、「人が集い、思いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち」を強めていく施策は、今後一層重要となります。

また、私たちの町は、過去の災害の経験から多くを学び、少しずつ着実に強くなってまいりました。しかし、自然災害は年々激甚化・頻発化しており、備えに終わりはありません。町民の命を守るという基本に立ち返り、行政としての責任を果たすため、今後も災害に強い有田川町の実現に向けて、町として全力で取り組んでまいりたいと思います。

合併から20年、私たちは大きな成果を積み重ねてまいりました。しかし、この町の未来をつくる旅路は、まだまだ道半ばであります。これまでの歩みに誇りを持ちつつ、今後も町民の幸せを最優先にという原点を忘れずに、町民の皆さんとともに「暮らして楽しい、おもしろい有田川町」を築くべく全力で取り組むことにより、さらなる明るい有田川町の未来が築かれていくことを確信しております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

町長、答弁ありがとうございました。

冒頭おっしゃった寂しい気持ちもあるということに関して、私も同じ気持ちでありますけれども、もちろんこれから先、20年、30年、さらに先を見据えて我々もしっかり頑張っていかなければいけないなど、そのように覚悟を決めたところであります。

合併特例債についてだけ少し再質問させてください。

合併特例債によって、これまで本当に多くの事業を進められてこられたということ

は理解しております。総務政策部長にお伺いいたしますけれども、制度終了後の本町の実質的な財政余力というのは、現時点でどの程度確保できているというように分析をしているのか。将来負担比率、公債費比率、基金残高の見通しを含めて主要財政指標の推移を踏まえて、あと何年間は現状の水準を維持できるかという具体的な展望をお示しいただけますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

椿原議員の再質問にお答えさせていただきます。

令和6年度末の基金残高にあっては約135億円ということであることから、健全な財政運営を図るための余力としては確保できていると認識しております。将来負担比率が発生していないことや、実質公債費比率は減少傾向であり、財政健全化判断基準に達していないこと、また基金残高においても、特に財政調整基金にあっては約40億円の水準を維持している状況から、今後の財政計画の見通しを立てている中においては、現状の財政状況が悪化に転じていくことはないと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

基金残高は約135億円、そして財政調整基金も約40億円あるというところで、このままだと財政状況が悪化に転じていくことはないだろうという答弁でありました。経常収支比率に関しても80%台ですし、確かに財政運営としてはすばらしいといえますか、健全な財政運営だと思っております。

そういった中でこの財政運営、もちろんこの財源をしっかりと確保しながら、基金も確保しながら、将来のことを見越してやっていくということも大切ですが、ここ最近気になるのは、年間を通して黒字会計でしたということをよくお聞きしますが、行政の役割って考えたときに、赤字運営は厳しいですけれども、だからといって黒字運営で基金をどんどん積み立てていくというのも、まあまあ自治体としてはどうなのかなと思うところもあります。しっかりと使うところは使っていくということも私は大切なんじゃないかなと思っています。

そういった中で、公共施設の更新、長寿命化ということがあって、恐らく今後20年ぐらいでとても大きな財政負担になってくるんじゃないかなと見込んでいるんですけども、そういった中で公共施設の更新が集中するピーク年というのがいつ頃と試算をしているのか、またそのピークに備えて現時点で基金積立等の財源、どの程度の基金を積み立てておかなければいけないと考えているのか、あればお答えいただけます

か。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

椿原議員の再質問にお答えさせていただきます。

約10年後の2033年から2035年、令和17年頃になるんですけど、それにかけて公共施設の更新費用が増加していくと見込んでおりますが、実際は年度によっては費用見込みについてはばらつきが生じると考えております。

この更新費用については、大体年間、事業費でいうと約20億円ぐらいと見込んでおまして、それに備えて現在は公共施設整備基金を重点に基金を積み立てておまして、現在は約30億円を確保していますが、財政負担の平準化を図る上では同程度の確保は必要だと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

公共施設整備基金も約30億円確保しているという答弁でありました。お伺いしたいんですけども、今後この財政運営をしていく中で、基金の重要性というのはもちろん必要やとは理解しております。財政調整基金の目標額を幾らに設定しているのかということ、この公共施設整備基金を約30億円、今積んでますけれども、ここの必要額の算定根拠というのを伺いたします。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

椿原議員の再質問にお答えさせていただきます。

財政調整基金の目標額としては、現在の基金残高である約40億円を維持していくことを当面の方針として位置づけています。

また、公共施設整備基金につきましては、特定目的基金の中でも重点的に積み立てていくことを方針としておまして、過去の普通建設事業費の決算額などから年間約3億円程度の一般財源の確保が必要であると見込んでいるために、財政負担の平準化を図るため、可能な限り積立てを行っているところです。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

先ほども言わせていただきましたけれども、基金はとても大切です。そういった中で、基金をためるためだけ、ためていくという使い方ではなくて、しっかりと今、物価高騰もしている中で、町民の皆様寄り添ったといいますか、必要なところに必要な税金をしっかりとかけたりとか、以前も私、一般質問をさせていただきましたけれども、各学校にしっかりと予算をつけて、各学校が自由に使えるといいますか、交通安全であったりとかそういった使い方ができるということも必要ですし、各こども園でやりたいこともしっかりとやっていくというようなことも私は必要だなと思っておりますので、しっかりと使うところは使っていただきたいなと思っております。

答弁にありました新規事業と長寿命化の優先順位というところでありましてけれども、事業の優先順位を考慮するという答弁でありました。私もこの限られた予算の中でしっかりとどんな優先順位をつけていくかということが、我々はとても大切にしなければいけない、我々はあれもやります、これもやります、あれやりたい、これやりたい、たくさんある中で、全てやっていくというのは現実的には無理な話ですから、しっかりとこういった優先順位というのも私はつけていく必要があるということも、ずっとこの任期中も言わせていただきました。

そういった中で、この優先度を判断する際の基準というのをしっかりと明確にさせていただきたいなと思うんです。例えば、住民ニーズであったりとか、老朽化の緊急性であったり、投資をして費用対効果というようなこともあると思いますけれども、この辺は担当部局としてどのように整理をされているのかお伺いいたします。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

椿原議員の再質問にお答えします。

当該施設の老朽化や補修の緊急性をまず基準としまして、住民ニーズを踏まえながら施設の必要性や廃止・更新の方向性を総合的に検討しまして、優先順位を整理しているところでございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

理解をさせていただきました。優先順位もしっかりとつけながら、使っていくところには使っていく、預かっている税金ですから、そこをしっかりと必要なところに必要なお金を使っていくということは、これからも続けていただきたいなことだけを要望させていただきます。

最後、町長にお伺いしたいんですけれども、これまで20年間、有田川町の町長と

してやってこられたというところで、次のリーダーにもしっかり託していかなければいけないところであると思うんです。そういったメッセージなんかをいただければなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

椿原議員にお答えしたいと思います。

私から次のリーダーに、これせえあれせえという気持ちは毛頭ありませんけれども、できるだけ町民主体に、町民の幸せを第一に考えて、広い地域でありますので、町民全員が仲よく、どこがよかってどこが悪かったというようなことのないように、しっかりと頑張っていたら私にとっては大変うれしく思います。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

本当に最後の再質問になるんですけども、これは町長にも事前にお伝えしていなかった話ですけども、恐らく国のほうからまた物価高騰の対策のお金というのが入ってくると思うんです。そういった中で、今までクーポンを7弾でしたか、ずっとやってこられて努めてこられたと思いますけれども、私はクーポンを配るのがいいとは思わないですけども、住民の方々に平等にといいますか、皆さんに喜んでいただける、住民の皆さんにしっかりと喜んでもらえる政策ということを、私もコロナのときからずっと考えてきたんですけれども、費用対効果が大きいものとかそういったものってなかなか思い浮かばなくて、やっぱりクーポンって一番町民の方に率直に喜んでいただける、そして、みんな平等に配られるという印象があります。恐らく、また国から多分通知があるのかなと思うんですけれども、その辺使い道といいますか、住民の皆様のための使い道というのを検討していればお答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

このたび国のほうから物価高騰対策として地方支援の特別交付金というのをくれる予定です。まだ幾らくれるとかは分かりませんが、そのお金を使って今まで1万円ずつ7回、クーポンを発行させていただきました。

聞くところによると、それ以上くれるん違うかという希望を持っています。国のほうはこめ券を配れという話があったんですけども、こめ券もな、米をつくっちゃる人もあるしと、各部長に次の庁議までに何がいい考えておいてよということで、恐らく椿原議員がおっしゃるとおり、クーポン券がみんなに行き渡って、お米を買いたい

と思ったらそれで買ってくれたらいいんで、その方向で僕としては8回目、発行できたらいいのになと考えています。

部長に聞くところによると、前回より余計来るの違うかということを知っているんで、楽しみにしているところでもあります。近日中に多分国のほうから発表があると思います。地方の支援を増やすんやという今、高市首相の思いでありますんで、前回より余計にくれるん違うかなと思っています。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

中山町長、ありがとうございます。

一般質問はこれが最後になりますけれども、任期まではまだありますから、残りの任期をしっかりとまたよろしくお願ひしたいなと思っています。20年間というこの時間を、町の未来のために使い続けてこられたこと、その重みと責任、またこういった覚悟というところにも触れるたびに、私は政治の道を歩む者として改めて身が引き締まる思いであります。

町長からこの20年間という重みと成果についてお話をいただきまして、私自身も本当に胸が熱くなるものがありました。町長が築いてこられたこの土台、挑戦、そして町への思いというのもしっかり我々が引き継いでいかなければいけないなと思ったところでもあります。そして、それと同時に、また次の世代へどのようにつないでいくのか、こういったことも極めて重要であると思っています。これから始まるまた新しい時代の有田川町、それに関しても私はしっかりと前へ進めていければなと思っています。

私が当選させていただいて2期8年、この議場で様々な質問を積み重ねてまいりました。本当に悔しい、そういった思いもたくさんありましたし、迷い続ける、そんな日々もたくさんありました。それでもここにこうやって立ち続けてこられたというのも本当にただ一つ、この町、有田川町をよりよくしたい、そんな一心でこれまで全力を注いでまいりました。私は、これからも熱く真つすぐ、そして、選挙のときだけじゃない政治を、この姿勢で有田川町の未来のために人生をかけてやっていく、そういった覚悟でございます。その決意を胸に、私の任期最後の一般質問とさせていただきます。

中山町長、長年の御尽力に深く敬意を表します。本当にありがとうございました。そして、町民の皆様、執行部、私に関係してくださった全ての皆様に心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、4番、椿原竜二君の一般質問を終わります。

○議長（谷畑 進）

続いて、1 5 番、殿井堯君の一般質問を許可します。

殿井堯君の質問は、一問一答形式です。

1 5 番、殿井堯君。

○1 5 番（殿井 堯）

改めましておはようございます。ただいま議長許可をいただきました、1 5 番、殿井堯です。

この6月議会に、町長のほうに、町長、体と相談やけど、もう一回行ってもらえんかという思いを持って質問させていただきました。こういう町長との思い出の感情になれば、割合いかつい顔をしてるんですけどもろいんですよ、私は。3月に出馬表明どうなってると言うたら、そのとき町長は、いや堯、今健康状態があんまりよろしくない、だから6月の議会まで待ってくれやんかと。

それから町民のほうは、もう早いほうがいいんと違いますか、何とか町長にもう一回行ってもらってくれよという思いで6月に出馬表明を町長に依頼しました。堯、もうわしも長いことはようせんと思うけど、そこまで思いを打ち明けてくれるんやったら、もう一回行きましようかと。

そういう思いで、町長とは昭和20年生まれ、同級生、吉備町時代からこの町政に関して苦勞してまいりました。同僚の椿原議員から、町長に対しての質問がありましたけども、僕はこの場で町長に対しての質問をすれば感情的になり、質問は難しいと。だから椿原議員に対して、1番目を今回おまんにやっていただき、おまんの質問の後に感情を落ち着かせるような質問でやらせていただきたいと。

その質問の中に吉備町時代、一番大きな決断をしなければならない下水、これを町長、実行すれば町は困難に陥りませんか、これはちょっと町としても荷が重いんと違いますか、あの一番大きい和歌山市が下水で財政難に陥っています。それを踏まえて、我が吉備町時代にこれを耐えてやり切れますかということで、町長とも議論させていただきました。そのときに、やっぱり将来を見据えて下水というのは必要である、堯、やりきるぞ、大丈夫やろかと、そういう思いで吉備町時代に下水を開始しました。

その後、また大きな決断で、吉備町を合併しよう。その合併のときに、清水町、金屋町、吉備町と。清水町は一応賛同の意向を示してくれましたけども、金屋町は住民投票、そういう経緯・結果が出てきましたときに、これもまた大きな決断やなど、我々吉備町は県へ議会の届出せんなん、その前まで議会で住民投票か、住民投票なしで行くか、合併か、合併なしで行くか、そういう大きな岐路に立たされたときに、最終的に町長の決断が大事ということで、この旧吉備町から今現在、有田川町の現在最終議会であるこの一般質問において町長に質問することが今回、最後であるということの思い、今まで苦勞をかけてきた思いを何して、椿原議員に一番バッターで思いを

やってくれと。

本来なら、わしに最後に町長に質問させてくれというつもりであったんですけども、わがの感情を思えば最後の最後まで質問をやり遂げる自信はない、町長に関しての質問はちょっと私の感情では無理である、そういうことで今、椿原議員の質問を聞きながら御苦労やのう、苦労したな、そういう思いでこの壇上で質問をさせていただきます。

今日の質問の本文は、皆一番心配している防災であります。この議会においても1問目の自主防災、自主的防災というのは御存じのとおり、各区が主体になってやる防災なんです。この間、子ども会と区のコラボで、子ども会に無理を言いまして、自主防災を実験するために消防署から2名、うちの町職員から2名の依頼をして協力をして、子ども会と区のコラボによって自主防災の訓練をしていただきました。そのときに、消防署から消火するのに水鉄砲、消火と同じ行動するのに子供さんにどのようなことで訓練していただいたらいいかということをや役場の職員と相談させていただきました。こういうようにする、こういうようにすると消火器の使い方を子供さんに伝授していただきました。

また、そういう反面で、今度は事が起こったときに、我々はどのような行動を起こしたらいいか、どういう位置に自主防災というのがあるのかという格好で、子供さんと我々区の役員が総務課から説明を受けて、それを実際しました。

また今、有田川町に、どういう時期にどういうふう避難して、どこへ移動したらいいかというハザードマップというのがあります。そのときに今現在、僕も区の区長をさせていただいております。そのときに、自主防災についての訓練の発表とかそういう場所、有田川町の全区長に向けられて講習もありましたが、そのときに各自主防災の会長から避難場所の指定がありました。我々有田川町は津波の心配は要りません。そういう高い奥にあるのは有田川町です。しかし、有田1市3町、この津波で一番危険にあるのは1市2町なんです。湯浅町、広川町、有田市なんです。だから、そのときにどういう経路で、どういうふうそれを防げるか、うちには津波の心配はないけども、ほかの隣接の町にはあります。

僕は今現在、そういう話の自慢ではないんですけど、有田郡市の広域で議長をさせていただいております。有田川町だけではなく、隣接の1市3町もそういう危険を現在抱えている中で、そういうことのスパンも考えて避難場所というのは大事ではないかと討論させてもらいました。その中で、隣接の区長が発した言葉は、殿井さん、何で高いところから低いところへ避難場所があるんなど。有田川町は幸いにして津波はないんやけども、線状降水帯、また地震、そういうことで昔の側溝のままでオーバーフローして、高いところから低いところへ何で避難するとき、避難するときにもう水がいっぱいにあふれてるその低いところへ何で避難せなならんのかなど。ハザードマップを今現在もそういう関係で使っているのに、そういうことでもう一遍町のほうへたしなめ

ただやんかかという相談も受けました。これも一つの理屈やなということは、そういうことで、このハザードマップを自主防災、また防災全体のことからもう一遍町のほうへやっていただけないか、考え直していただけないかという格好の、今日は1問目と2問目の質問です。

そういうことで、壇上からの質問を終わらせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、殿井議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず冒頭に、出馬の話がありました。確かに6月に殿井議員の質問を受けて、もう一回挑戦させていただくよという話をさせていただきました。今回、健康上の都合ということでありますけれども、本当に今から思えば、途中でまた覆すということは皆さん方をはじめ町民の皆さん方にも多大な御迷惑をおかけしたなということで、今反省をしているところであります。

殿井議員から今回また防災についての御質問をいただきました。

まず、1点目の自主防災組織についてでございますけれども、令和4年度に有田川町全ての地区において自主防災組織が設立され、それぞれの地域において熱心な活動がされているものと認識しております。

設置後の支援体制については、費用面では各自主防災組織における訓練実施、防災資機材の整備や防災倉庫設置、防災士資格取得に関する補助など行っております。運営面では、毎年4月に自主防災組織会長宛てに訓練実施を訓練内容の参考例とともにお願いさせていただいており、来年度から新たに資機材の点検を促すとともに、町防災資機材の訓練での活用なども呼びかけていきたいと思っております。

なお、訓練実施の相談も受け付けており、町職員を派遣して防災研修会も実施しておりますので、ぜひ御活用をお願いしたいと思います。

町といたしましても、防災意識向上のため年に1回、全ての自主防災の組織を対象に有田川町自主防災組織研修会を開催し、講師を招き防災に関する講演会やグループワークを実施しております。昨年度からは、区長、民生委員・児童委員にも御参加いただき、各地区の協力体制の強化につなげていきたいと思っております。今後も円滑な活動に対する支援を行っていきたいと思っております。

町の防災体制における自主防災組織の位置づけについてでありますけれども、有田川町地域防災計画において、災害発生時に町及び防災関係機関等と連携し、地域住民の安否確認、情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、負傷者の救出及び救護等の初動対応について、地域住民協力の下、実施に努めていただくこととなっております。平常時には、その活動が円滑に実施できるよう訓練等を実施するものとなっております。

す。

次に、2点目の町指定避難場所についてであります。

まず、施設や設備の整備についても、主な避難所となる小中学校の体育館について、今後、空調設備を整備していく計画となっており、避難所で活用する物品等についても、パーティションや簡易テント、トイレ処理セット、組立て式トイレ、簡易ベッドなどを国や県の補助金等を活用しながら、順次整備を行ってきております。今後も避難所の環境改善につながるよう、引き続き整備を行ってまいりたいと思います。

また、安全性の確認と場所の見直しについてであります。有田川町では避難所・避難場所について、合わせて64か所の指定を行っており、それぞれについて風水害時の安全レベルを設定しております。災害の種類や状況により安全性などを確認した上で、どの避難所を開設するかなどを判断し、住民の安全な避難行動につなげていきたいと考えております。

議員おっしゃるとおり、本当に近年、以前に考えられなかったところが冠水する、多分これは宅地化が急速に進んだためだと思います。それ以前に今、ハザードマップもつくって避難所も決めているんですけども、また見直す必要が出てきちゃうん違うかなという感じもしますんで、もう一度また再点検できればしていきたいと思いません。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

再質問に入らせていただきます。

この自主防災、これはほとんど各区が主体となってやっていると思うんです。そのときに、土のうステーションとか発電機というのを配布いただいて、区がそれを管理しているわけなんです。

せんだって、うちの区でもその発電機とか土のうステーションの点検をやりました。それで発電する発動機をかけようと思ったんですが、もうオイルの色まで変わってるんですね。長い間備蓄して、いざというときにそれが活用できない。そこらの点検上は自主防災やからそれはもう区がやるべきで、点検をしっかりせんと、一番肝腎なときに間に合わんじゃないかという格好で、どこへ修理に出したらええんかという格好で、それはもう町に聞いて点検をしてもらえるように指示してもらわんと、これ使えんもんを置いたところで仕方ないと、そういう状態の区が多々この有田川町にはあると思いますけども、そういう肝腎なときに必要で使えないようなもんを点検するという指導ですね。これは総務関係だと思うんですけども、そういう今現在、各地区に区宛てにそういうすぐ使えるか使えないかの点検の指導というのは行われているのかどうか、いかがなもんですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたが、毎年4月に自主防災組織会長宛てに、その訓練であったり、点検であったりという、こんなことをやったらいいという参考例を添えて通知をさせていただいております。そして、また来年度から、今言われたような資機材の点検というのも必要ですので、それを点検してくださいよという促すような文書も一緒に入れさせてもらって、資機材の訓練の活用なども呼びかけていきたいと思っています。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

これはほんまに一番肝腎なことなんで、一番必要であるというときに必要なもんが使えない状態であったら、ただ置いておくだけだったらしょうがない。そういうことで今、部長から答弁いただきました。点検とかそういうことが一番大事、日頃から正常にすぐ使える、一番緊急のときに使えるもんでありますので、その点またよろしくお願いしておきます。

この間、そういう今言うた4月に我々も自主防災へ参加させていただきました。それ帰ってきて、うちの区も何かせないかんと違うんかと、毎年何かいろいろやってくれております。前回からもずっとやってくれて、うちも今現在、今度は何かせないかんということで、子ども会と区とコラボ、消火器の使い方という格好で、何とかする方法がないかと総務のほうへ御相談させていただきましたが、総務から若い子2名、消防担当から水の消火器をたくさん持ってきてくれて、子供たちに手取り足取り説明して、こういうふうにはずを持って、ここを押さえて、このピンを抜いてこうするんやということの講習を受けました。それに僕も参加させてもらって感銘したわけなんですけど、そういうことはまた教育のほうも、学校での教育、学校での避難という格好で日頃から生徒さんのほうへ、避難するときはどう、こうするときはどう、またこの道が一番安全やからどうということの、この前の一般質問でも問わせていただきましたように、お調べしていただいていると思いますんで、そういう安全対策にとっての日頃の生徒さんに対しての心構えというのは、これはお答えできますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

さきの一般質問で議員からいただきましたことを受けまして、各学校でも常日頃よ

り災害時の避難訓練というものは行っておるところでございます。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

大したもんです。急に振ってでも答弁できるんですから。そういう連携、こういう防災とかそういうのは、とにかく連携してみんなで助け合うという格好のものが必要だと思います。

だから、そういう結果で、まず消防長にお伺いします。これも通告というより、一般的な自主防災の関連だから、議長、これでいいですね。ちょっとはみ出たませんかといつでも言われるんですけども、この自主防災については消防、教育、建築、どこという格好ではないので、全般的に質問をしても大丈夫ですね。

多分答えられると思いますが、一番消防長に期待して、一番注文をつけたいの、今現状でどういう状況に置かれているかです。災害が発生したときに、どこでどのような現状に置かれているか。仮に山津波、我々、今冒頭で言うたように、有田川町は津波の心配は要りません。というのは、地震、それに線状降水帯の雨水関係、水の関係、事地震が起こったと、これはどの地域がどのような状態で、どのような危険性があるかを一番先に把握してもらいたいのは消防なんです。そういうときに、いち早くどこにどういう被害が起きているかという把握をするシステムというのは、消防としてどのように把握されておるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきます。

情報の収集につきましては、今年度から湯浅・広川消防組合、それから有田川町消防本部の通信指令が指令共同となります。そちらで災害情報の収集等を行っていくこととなります。その情報収集につきましては、携帯とかが使えない場合もありますので、その他の方法でできるだけつかむような状況を考えていきます。また、偵察等につきましても、消防のほうから行ける範囲で行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

僕、この防災ということの質問自体は何回もやらせてもうてるんです。一番僕が期待しているのは、もし有田川町が、冒頭に言うたように、津波の心配はないんやろうということで、地震とか線状降水帯、暴風雨、ゲリラ的な雨が降ってきたらどうするかということで、それを消防長が把握するに当たって一番大事なのは、地上からは行

けやんのですね、そういう災害が起きた場合には、道路が寸断されます。山が崩れます。一番行けるのは空からなんです。そのために、消防署は平生からドローンをどのように訓練して、どのように視察で自由に操っていける状態で訓練してますかという質問を何回もさせていただきました。

今現在、消防長としてそういう災害が起きた場合、地震が起きた場合、山崩れが発生している、道路が寸断されている、川がせき止められている、どういう状況でどのように判断したらいいか、これは役場の災害対策と消防長のコラボ、全部の建設課も産業課も皆含めてのコラボというのが必要になるんですけども、そういう特殊なドローン、もしそこへ行けばなんたらドローンによって現状を把握しに行って、どのような対策を取るということの、今、こういう調査のできるそのシステム、ドローンを何機持って、どのような対策でどのように偵察するかという、ここのそういう対策面はどこの指令で、どこが発走するのかお聞かせ願えますか。

○議長（谷畑 進）

執行部は、これ予定にないけど大丈夫ですか。

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきます。

町全体の情報収集とかにつきましては、まず災害対策本部を立ち上げてから、町の各担当部課、そして現場職員からの被害状況等報告を基礎として、町の防災無線であったり消防本部、警察署などと連絡体制を取ってから、その情報を集約してまいります。

そして、その地域での情報把握のために、また区長とか自主防災組織、防災関係機関などからも報告などをいただいて、多方面からの情報収集をしていきます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

横道で大変意地の悪い質問で申し訳ございません。

2問目に、今度は避難場所。

今現在、はっきり言うて僕とこの地域、下、上、奥と段階に高いところなんです。下が一番河川敷で危険性がある。僕が住んでいるところは上なんです。このときに、避難場所でハザードマップ、上徳田はどこへ逃げたらええんなどという格好の質問なんですけども、御霊小学校なんですよ。

だから、今現在御存じのとおり、うちのエバーグリーンとかそういう企業が来てますね。あの辺りが一番高いところなんですよ。そこから御霊小学校へ行くといったら、かなり低いところなんですよ。再三再度通学道路のことで一般質問もさせていただきます。

ていますけども、どんどん広場は御存じですね。どんどん広場からエバーグリーンへ行きますね。こういうR型の、こういうなんで一番危険な場所が御霊小学校へ行く通学道路の低いところなんです。オーバーフローして、すぐもう膝辺りまで水が来ると。

その高いところで仮に線状降水帯でゲリラ豪雨が起ったとする。避難しましょうかと行く場所が低いところへ逃げやんなんです。これ仮に下徳田地域でしたら高いところなんです。上徳田から低いところへ逃げるということは、そういう危険な道を経たからそこへ行かんなんということです。だから、そういうことになれば、現状、今の家で避難してたのが一番いいんじゃないかと。そういう危険性に応じてという、そういう津波が起ったときにバスで園児を避難させるときに、危険な場所へ逃げてそういう何に遭うたということがありますね。だからこういうハザードマップ、今載っているのはそういうハザードマップなんです。

仮にもうちょっとこっちへ来まして、畑浦とか西丹生図、東丹生図とか、垣倉とか、これ避難場所はどこへ行きますかというたら体育館なんです。これもこの前、同僚議員がああ辺の水没で何とか水はけをとという一般質問をやってましたが、そこを越えて体育館へ行かんなんですよ。だから、平常高いところでいてたら難を逃れるのに、何でその難のあるところへ行かんなんのは、これは今のハザードマップとしていかなんかという格好の質問をさせていただきたいと思うんで、その点はいかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、大雨であつたり線状降水帯で道が浸水された場合とかにおいては、その避難経路が危険と判断される場合には、無理に避難所へ向かうのではなくて、今おっしゃったように自宅で待機したり、自宅の2階へ上がって避難したり、それとも近隣の安全な場所に避難してもらおうという、いわゆる垂直避難とか近隣避難と言うんですけど、その選択肢としてそこは自主的に判断をお願いしたいと思います。

また、町民の皆様には、平常時から区とか自主防災組織と連携していただいて、その地域の危険箇所の確認や複数の避難経路の把握に努めていただき、状況に応じた適切な避難行動がとれるように、日頃から訓練をお願いしたいと考えております。いわゆる自助・共助の取組への御協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

全くそのとおりなんです。平生からそういうような訓練をしていただければ

いいんですけどね。というのは、そのハザードマップを見させていただきましたら、そういう安全なところから危険なところへ避難するって、こんな理屈に合わん話はないですね。だから、そういうときにはどういように対処していただくかということが一番問題になるんですよ。

ということは、まず大人やったら自分の判断でどっちへどうのという判断ができませんけども、仮に学校が休みのときに災害が起きて、両親が仕事で出かけている、子供さんが1人になっているということになれば、平生そのハザードマップで、雨降ってきて何したらあそこへ避難せえという格好で認識してたら、いやこの場所で、ここでじっとしてたら安全やという判断がなかなか難しいでしょう。だから、そういうことをもう一遍練り直して、どういように判断してもらおうということをまた確実に、ここからここへ行けということでもう一遍ハザードマップも見直す必要があるんじゃないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、町内の避難所の設置につきましては、平常時からの安全性やアクセスを考慮して、その地域ごとの施設を指定しておりますので、現状では避難所を新たに設置したり変更したりというのは考えておりません。

ただそのため、先ほども言わせていただきましたが、万一その避難経路上に危険箇所があったり、通常避難所までの移動が困難な場合は、その地区の集会所であったり公民館、その地域の施設に一時的に避難していただく形で対応できるように、その地域の区なり自主防災組織との連携で訓練等を行っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

もう時間も来ましたんで、町長より総合的な自主防災というのは一番大切なもので、今後、有田川町も万全なる体制を取っていただきたいと思いますので、総合的に御答弁をお願いできますか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

災害というのは、本当にいつ起こるか、どこで起こるか分からんもんでございます。おっしゃるとおり、今の雨の降り方とかいろんなことが大分変わってきているのも事実です。ただ、今も64か所の避難所を設けてますけれども、それも新たにどんどん

増やせというのも無理な話で、そこを全部開ければ職員総出で出ても足りないような状況になります。

それで、今部長がおっしゃったとおり、自主防災組織との連携をしっかりとやって、そういうときのために勉強会も今後進めていけたらいいのになと思います。しっかりと頑張ってやっていきたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

時間が参りましたんで、いろいろ横へ横へそれたような感もありますけども、これもみんなが守って行って、ここらみんなが検討して、どういようにしたら災害から被害を少なく逃れられるかということで、またひとつよろしく願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、15番、殿井堯君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時48分

再開 11時01分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………通告順3番 2番（栗山昌之）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、2番、栗山昌之君の一般質問を許可します。

栗山昌之君の質問は、一問一答形式です。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

改めまして、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ぼちぼちとミカンの農繁期の季節となってまいりました。今回は農業、特に有害獣の被害やそれに伴う病原菌の質問をさせていただきます。

有害獣による農業の被害は、イノシシ、鹿、猿、アライグマ及びハクビシン、それのほか天然記念物のニホンカモシカ等による農業被害が多発しております。今の対策としては、電動柵や防獣ネットなど個人による対策が講じられていますが、根本的に有害獣を駆除する対策など、農地から完全排除する方法はないでしょうか。

極端なプランですが、有害獣の保護エリア、緩衝エリア、完全排除エリアというよ

うに分離して、排除エリアには有害獣が来ないように対策や施策を講じられないかお聞きします。これにより安心した農業を営むことができると思います。

ここで、なぜ有害獣の完全排除を行っていただきたいかという点、野生獣に寄生するマダニによるSFTS（重症熱性血小板減少症候群）という感染が増えています。また、ペットからの感染も増えていると聞いております。農作業などによるマダニの寄生、SFTSの感染を極力防ぐことが必要ではないでしょうか。致死率も10%から30%もあり、発熱、消化器症状、嘔気（吐き気）とか嘔吐、腹痛、下痢、下血、それを主調としたときに腹痛、筋肉痛、神経損症状、リンパ節腫脹、出血症状なども伴うとされています。近辺での感染などはないでしょうか。

また、草むらに入ったペットなどに寄生したマダニなどから飼い主が感染し、さらに獣医まで感染したということも発生しております。SFTSの対策は講じられていますか。このようなことが起こらないように、また農作業が安全に行われるように、有害獣などの対策を講じていただきたいとの思いを込め、壇上の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、栗山議員の質問にお答えさせていただきます。

初めに、根本的に害獣を排除する対策、農地からの完全排除などの方針を検討する必要性についてでございますけれども、野生鳥獣による農作物被害総額は、令和6年度では、和歌山県下で2億4,700万円と依然として深刻な状況にあります。被害額として数字に表れる以上に営農意欲の減退、耕作放棄地や離農者の増加など中山間地域に深刻な影響を及ぼしており、本町においても重要な問題であると認識しております。

中山間地域では、集落の過疎化や高齢化により、里山近くの人工林や雑木林は手入れ不足や利用が減少していることから、近年、過密化・やぶ化が進んでおり、野生鳥獣が人目につかずに農地や住宅地等へ容易に近づくことができる状態となっております。鳥獣害対策は、個体数管理、侵入防止対策、生息環境管理が3本の柱であり、この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが対策の効果を大きく左右すると言われています。

議員御指摘のとおり、人の生活圏と野生鳥獣とのすみ分けを図ること、いわゆるゾーニングは有効な施策であり、やぶなどを刈り取り緩衝帯を設けることで、動物が身を隠すスペースをなくし、里山に寄せつけないようにする取組でありますけれども、現時点では物理的・科学的にも特定のエリア内で完全に野生動物の排除を行うことは困難と考えております。

しかし、野生動物による被害を抑制するため今後課題はありますが、緩衝帯の整備

を推進するとともに、広域的な侵入防止柵の設置も併せて推進していきたいと考えております。また、捕獲の強化や省力化を図るため、ICT等の導入の加速化に向け、わな監視システムによる捕獲やドローンによる追い払いなど、先導的なスマート鳥獣対策についても研究をしていきたいと考えております。

次に、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）につきましては、今年度は全国的に拡大しているところでありますが、和歌山県においては11月9日時点で4件の感染例が報告されているところであります。年により感染者数の増減がありますが、和歌山県では過去5年間の平均値程度の感染者数であると考えております。

全国的に拡大している理由については、今までは西日本を中心に感染者が確認されていましたが、今年度は北海道や関東、中部地方などでも感染者が増えており、感染者の地域が広がっているためだと認識しております。

重症熱性血小板減少症候群の感染経路については、主に春から秋にかけマダニの活動が活発な時期にウイルスを保有するマダニにかまれることにより感染するほか、感染動物や患者の血液や液体との接触でも感染すると言われております。予防方法といたしましては、承認されたワクチン等は存在しないため、マダニにかまれないことが予防方法となっております。

今後、感染者が増える時期に合わせ、ホームページなどで注意喚起の広報を十分行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ありがとうございます。

ここで再質問をさせていただくんですけども、本町では獣害駆除にハクビシンというのを入れているという事は十分承知しております。ただ、野生動物で近隣の流入というのが考えられます。この近隣ということで有田郡内でハクビシン、一応有害駆除の対象にしているのはうちだけだと思います。田辺とかそのほかのところもあるんですけども、そういうこともあって本来ならこのハクビシンというのは全国で対応していただきたい外来種であります。特定外来生物ということの指定については、明治のある年から以降に入ってきたものというような限定があるという形で指定はされているんですけども、それ以前に入ってきてあったという状況から省かれているというような状況になっていると思います。

それで単純にそのままいくと、除外されて仕方がないかなとも思うんですけども、それ以外で鳥でもそれ以前からというようなことの中で有害獣に指定されたりというようなものもあることはありますので、できれば国の指定で行っていただくというのが一番いいと思うのですが、その国の指定ができないということであれば、和歌山県

の行政特区などを考えていただいて、駆除を宣言していただくというようなことで抜本的な対策を必要とすると思います。このような要請というのは県のほうに出していただいているのかなということでお聞きします。

また、都会でもハクビシンが出没しているということで、よくインターネットなんかで見ても、ハクビシンを退治する餌とかいうのもどんどん出てきています。ということは、都会のほうでも出てきているというような状況になっていると思うんです。これ気をつけないといけないのが、第二のアライグマという格好にはならないかというのを物すごく心配します。今、アライグマを駆除するというのは、捕まえてということで抜本的に何とかしようというようなところはできていないと思うんですけども、そういう状況にどんどんハクビシンもなっていくんではないかというような気がしますので、その辺のことをどうしているかというのをお答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

栗山議員の再質問にお答えさせていただきます。

本町におきましても、近年、被害数こそは少ないものの、ハクビシンによる食害などの農作物被害や天井裏への侵入による生活被害が報告されているところがございます。ハクビシンは、現在、アライグマのように環境省の外来生物法に基づく外来生物には指定されておられませんけれども、重点対策外来種に指定されております。農業や生態系への影響が懸念される生物でございます。

本町の方針として、鳥獣保護管理法に基づく有田川町鳥獣害防止計画を策定し、令和3年度からハクビシンも有害鳥獣に指定しており、町内全域で狩猟免許を有した方に捕獲を推進しております。このほか農家の皆様には各種支援による被害防止対策を行っているところがございます。現在、県への重点地域等への申請は行っていませんが、アライグマが増加し始めた状況と似ているという専門家の指摘もあることから、今後も農作物への被害報告や捕獲頭数に注視していくとともに、必要に応じ県に対して捕獲の強化を働きかけるなど、被害の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

うちの町では対策してくれてるんやけど、近隣から網を張ってないので来るというようなことも十分考えられますので、この辺のところをちゃんと県に対して伝えていただき、これをまとまって退治していただくというような状況にしていけないといけ

ないと思いますので、その辺はよろしくお願いします。

それで、実は天然記念物のニホンカモシカによる被害も聞いてます。特にニホンカモシカは、人が手出ししないよということで、近寄ってきても、あんた何しに来たのというような感じで、逆ににらみつけたりするというような状況がありまして、人が近づいても堂々と山椒の新しい芽を食べているそうです。

実は私の友人も、山椒の木へ前足をかけて堂々と食べているという写真を送ってきてくれました。そういうことで、その友人からもニホンカモシカの頭数が増えているかどうかというように聞いています。それで今、ニホンカモシカというのは天然記念物ですけれども、生息数はどうなっているかというのをお聞きしたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

栗山議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

ニホンカモシカは、国の特別天然記念物に指定されております。そして、日本だけに生息するウシ科の動物となっております。かつては狩猟の対象となっておりますが、個体数の減少が生じまして保護され、現在では全国的な密猟の取締りや保護対策によりまして徐々に回復の兆しを見せておるところでございます。

しかし、一方では昭和45年以降、中部地方を中心に杉やヒノキなど林業への被害が問題となりまして、特に被害の深刻な地域では限定的に捕獲や駆除が認められているような状況でございます。

ニホンカモシカの生息域は人里に徐々に近づいてきており、住民の方から増えてきていると感じられやすい状況でございます。紀伊山地全体の保護区域内で現在およそ100頭と推定されております。前回の調査ではおよそ400頭でございまして、個体数は増加しているとは言えません。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

今お答えいただいたように、保護区内での頭数だけでは実態が分からないと思いますがいかがでしょうか。それ以外に出てきているところ、特にほかの府県は分かりませんが、和歌山県の中でどうなんかというのを何か数字とかあれば言っていたらと思うんですけどもいかがですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

栗山議員の再質問にお答えさせていただきます。

ニホンカモシカの頭数ですが、三重県、奈良県、和歌山県が合同で生息密度調査というものを行ってございます。調査方法は、区画法、定点観測法、糞塊法がございしますが、そのうちの区画法と糞塊法で調査を実施しております。加えまして、ニホンカモシカの保護地域外の分布の概況を把握するために、アンケート調査、また聞き取り調査も併せて実施しております。その中で頭数を推定しております。

保護地域外の頭数は、三重県でおよそ60頭、奈良県ではおよそ600頭、そして和歌山県では調査件数が少ないため推定されていない状況です。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

和歌山で調査件数が少ないということなんですけども、奈良で600頭いてるというようなことも含めて考えた場合に、やはり相当数いてるん違うかなと思いますので、実態を図るように何とか頭数を見て、駆除するところまで行かなくても何らかの方法で追っ払うというようなことで農家を守っていくということが必要ではないかと思えますので、その辺どうでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

栗山議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、より実情に合いました頭数調査を県に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ちなみにツキノワグマというのは、紀伊半島における生息数というのはどんなものなんでしょうか。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答えいたします。

平成4年度に実施されましたツキノワグマ個体調査では、紀伊半島において約150頭の生息が確認されました。生息数の減少に伴い、絶滅のおそれのある地域個体群の指定となり、平成6年度以降、和歌山県、奈良県、三重県においてツキノワグマの

保護政策がとられております。その後、2回の調査が実施され、平成10年の調査では約180頭、令和6年の調査では467頭の生息数となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ちょっと期間が空いたら物すごく増えているというような格好なんで、ニホンカモシカについても正確な頭数、まして農業被害もそうなんですけども、天然記念物なんやからもう少しきっちりした数字を出していただきたいと思います。

その辺で有害獣についてはそれぐらいなんですけども、ここで気になるのは、その動物たちがつけているマダニ、結構多いと思います。というのは、私の父親も昔はハンターだったんですけども、亡くなりましたが、ハンターでキジを撃ちに行ってたんですけども、犬を連れていくと、もう耳の辺りとかそういうところにゴマのようなダニ、それとしばらく血を吸って大きくなった小豆ぐらいのダニというのもたくさんありました。

当時は、その病原菌というのはなかったのかも分かりませんが、それを一緒になって取ったことを覚えております。ここで気になるのは、なぜ動物を排除したいかという、先ほど町長からもお答えいただきましたように、今、マダニの病原菌でえらいことになるというのを聞いております。どんどん増えているという状況で、先ほど壇上でも言わせていただきましたけど、草むらへ入ってペットにうつって、それから飼い主にうつって、獣医さんにうつってというようなことも聞いております。だから、そういうことのないように、平地とか犬を散歩に連れていくというようなところでは、ダニがないようにしたいなというのも一つあります。

このマダニについてなんですけども、治療方法とか予防する方法はないのかどうかお聞きしたいんですけど。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

栗山議員の再質問にお答えいたします。

重症熱性血小板減少症候群に対する治療方法や予防についてでございますけども、まず治療方法につきましては、抗ウイルス薬が承認されてございます。マダニにかまれた場合、6日から2週間程度の潜伏期間を経て、発熱や消化器症状などが発生いたします。症状が出た場合は、早い目に医療機関を受診していただくことが重要であると考えているところでございます。

また予防方法につきましては、現在、承認されたワクチンというのは存在しておりません。このためマダニにかまれないことが予防方法となるということでございます。

草むらなどのダニが多く生息する場所に入る場合は、長袖や長ズボン、足を完全に覆う靴を着用するなど、肌の露出を少なくすることが大事になってきます。ダニの活動が活発になる春から秋に合わせ、注意喚起の広報等を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ちゃんと広報で広めていただくというのは大事なんですけども、それとともに、病気のついたウイルスに感染したマダニがあるよということを、もう少し皆が分かるような形でPRしてほしいなと思うんですよ。だから、その辺のところも含めて検討していただけたらと思いますが、何でマダニのことまでかかってくるのかということ、これ全部農作業するときに、草むらへ入ったりとかそういうことは絶対ありますから、そういうことで感染することのないようにということも含めて、完全にゾーン分けできるように、完全に追い払って、アフリカの保護地域みたいなような状況でできへんのかなというのが私の思いです。

確かに現実から考えて、今からやるよといってできるかできんかというのは難しいと思いますけども、いろんな方法を考えていただいて、ダニだけじゃなくて有害獣の被害がないように、これも農業というのは町長も言われているとおり基幹産業でありますので、それを守っていくというようなことの中で重要な点やと思いますので、いろいろ対策というのを練っていただきたいと思います。

何か新しい方法で排除する方法とかいうのは、南部長、ありますか。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答えいたします。

ゾーニングにおいて、ICTの技術の活用というのは大変有効であると言われております。ICTの技術の導入につきましては、現時点では本町において本格実施というには至っておりませんが、これまでも侵入防止柵の設備支援であったり、保護体制強化など鳥獣害被害の軽減に向けて各種対策に取り組んできております。

今後は、わな監視システムであったりとか、ドローンの活用を含めた新たな技術やゾーニングの考え方につきましても、その有効性や運用面を検証しながら、幅広くしっかりと研究のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ありがとうございますというか、それしっかり研究を重ねて行って、ぜひほかの府県、ほかの市町村に対しても、こんなことできるんやでというようなことを先進的にできる町になっていただきたいと思いますので、これはもう最終、要望ということで質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、2番、栗山昌之君の一般質問を終わります。

……………通告順4番 14番（増谷 憲）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、14番、増谷憲君の一般質問を許可します。

増谷憲君の質問は、一問一答形式です。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先ほど質問された議員からも言われておりましたけども、この4年間の町長の思いなども言われました。実は私も少し言わせていただきたいんですけども、金屋町時代に議員に32歳でならさせていただいてこれまで来たわけですけども、何と知らない間に36年たちました。この間、1回も休まずに一般質問をしてきました。その質問回数も延べ144回になりました。これは私にとっては、自慢はしたくないんですけども、一番自慢できることかと思えます。これも町民の皆さんのお力をいただいて、また各議員のお力もいただいて取り組んでこられたものだと思っております。そういうことで、今日も最後の質問になりますけども、一生懸命頑張っていきたいと思しますので、各議員、よろしく願いいたします。

それでは、私は今回、空き家対策など3つの問題で通告をさせていただいております。

まず最初に、空き家対策について質問させていただきます。

皆さんも空き家というのは本当に日々見ておられて、大変問題意識を持っておられると思うんですけども、空き家は2018年の総務省の住宅土地統計調査によりますと、全国の空き家、何と846万戸となっています。約7戸に1戸は空き家という計算になります。そして、2033年には空き家が約2,150万戸となり、3戸に1戸という民間の調査もあります。空き家をこれ以上増やさず、またどう活用するかはまちづくりにとっても大きな課題の1つであると考えます。

空き家は空いている貸家、売りに出されている家、別荘、その他の空き家に分類されるようですが、一番問題なのは放置されたままの空き家が増えております。これは347万戸にもなっております。そして、倒壊の危険性や老朽化、そして庭木が生い

茂り、近所への迷惑や火事の火元など安全・衛生・景観・防犯上からも解決しなければならぬ問題であります。空き家が増える理由といたしましてはいろいろありますけれども、子どもの減少や核家族化などで親世代の住宅を引き継がない事例が各地にあります。

日本弁護士会が行った少し古い数字でありますけれども、2018年に全国の市町村への実態調査があります。それによりますと、空き家が発生する制度上の大きな原因として、1、中古物件よりも新築物件を優遇する税制制度、2つ目に、都市部への人口集中を促すような都市政策、3つ目に、住宅需要を超えた新築建物の建設を容易にするような税制上の措置であります。ここから国の政策や制度を抜本的に見直すことがどうしても不可欠であると考えます。

2015年5月、空家等対策特別措置法が施行され、危険な空き家を自治体が特定空家として認定して解体し、費用を所有者に請求する制度ができました。しかし、こうした行政代執行での取壊し場所は僅かな状況にあります。解体撤去は資源の浪費であり、空き家を有効に活用できるようにすることが重要ではないでしょうか。現存する住宅資源を生かすことを促進し、中古住宅の流通をしやすくできる政策の拡充へ、そして税制制度の改善も必要ではないでしょうか。

この空家等対策特別措置法が2023年に改正されております。その内容は、まず空き家の活用拡大のため市町村が地域を定め、店舗などの用途変更を促進できるよう特例を設ける。2つ目に、放置すれば周囲に悪影響を与える特定空家になることを未然に防ぐため、市町村が指導・勧告ができる。3つ目、特定空家の除去を円滑にできるようにするというところであります。

しかし、この空家法で対応できないことから、独自の条例を制定して対応している自治体もあるとお聞きしております。また、購入者や賃借人を探す空き家バンク制度、空き家を改修して高齢者から子供までが使える居場所やシニアハウスなどもあります。そして、首都圏への人口の集中と地方の衰退の二極化が進み、多くの空き家が既にあるのに税制金融面での優遇措置があるため、年間100万戸近い新築住宅が建築されている現状もあります。こういう問題への対策もどうしても必要になっております。こういう点を踏まえながら、幾つかの項目について質問させていただきます。

まず、当町の空き家の現状と対応してきた内容、空き家の実態調査はどうでしょうか。

第2点目として、空き家が存在することへの認識はどうでしょうか。

第3点目として、空き家を恒常的、適正に管理・助言できる審査会は設置されておりますか。設置の必要があるのではないのでしょうか。

第4点目として、空き家等対策計画の作成はどうか、されているのでしょうか。

第5点目として、空き家条例の制定はどうでしょうか。

第6点目として、条例に明確に、もしくは次の点での対応はどうですか。

1、居場所や若者・シニアハウス等有効活用を重視した改修費用の助成。

2、除去費用の増額。

3、税制上の措置。以上、こういう点でどうでしょうか。

第7点目として、空き家バンクへの申請と活用事例、周知はどうでしょうか。

第8点目として、都市部への人口流出が空き家を生むこともあり、対策の展望について必要ではないでしょうか。

以上、答弁を求めたいと思います。

次に、第2問の物価高騰対策についてであります。国は今、様々な物価高騰対策を検討しています。こめ券、そして学校給食の無償化、児童扶養手当の2万円支給、国保税の未就学児の高校卒業までの均等割の廃止、ガソリン代の引下げ、水道料金基本料の1万円減免、保育士の給与の引上げなどあります。これらを受けて、当町として検討していることがあれば、現時点で示していただきたいと思います。私は特に水道基本料金の減免と町で会計年度任用職員として働く方々の給料の引上げでも公契約の立場から大変大事だと思っておりますので、これらの点でどうでしょうか。

3つ目の問題に移ります。風力発電事業についてであります。

DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業について、現時点でも進まない状況にあります。風力発電事業を提案している事業者の環境影響評価などを審査する会が出された意見は厳しく答えられる内容ではなく、いまだに回答が寄せられておりません。

また、住民の中止・反対を求める意見を知事に提出しております。措置第1級保安林の解除の要件が改正され、厳しい内容に変更されております。また、日高川町長は、日高川町9月議会において印南日高川風力発電計画の質問を受け、地域住民が容認していないので町長としても容認できないという、事業者にそういう答弁を通知すると答弁されております。また、ゴルフ場から西ヶ峯への方向へ計画していた風力発電も住民の反対で建設できなくなっています。

こういう状況の中で風力発電の計画を進めることはまさに困難であり、いたずらに計画を引き延ばし、延ばせば延ばすほどこの事業者いとしても恩恵が薄れていくような状況になります。もうこの機会に、中山町長は日高川町長や県と一緒に協力しながら事業者へ計画の断念の申入れを行い、また国や県に保安林の解除をしないよう求めているのですがどうでしょうか。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、増谷議員の質問にお答えをしたいと思います。

1点目の空き家対策についてでございますけれども、令和5年度の住宅・土地統計

調査によると、有田川町の空き家率は20.5%となっており、前回の平成30年度では15.0%であったことから増加傾向にあります。また、対応した件数は、区長等からの空き家の管理不全に対する苦情が、令和5年に4件、令和6年に5件、令和7年に6件あり、主な内容は、屋根が抜けている、瓦が崩れている、建物が傾いている、庭木が繁茂している等で、それぞれの現状確認を行い、所有者または利害関係者等にその内容の報告・助言を行っております。また、倒壊などのおそれのある空き家を除却する所有者に対し、その費用の一部を補助する制度を実施しております。また、実態調査については、清水地区限定でありますけれども、平成27年に清水区長会からの要望により、清水行政局産業振興室で空き家の利活用を行う目的で実施しております。

次に、2点目の空き家が存在していることへの認識といたしましては、住宅・土地統計調査でも空き家が増加傾向であるということもありますが、人口減少及び高齢化が進む中で、今後、空き家が減るということはなく、これからも空き家の問題が増えていくと思います。

次に、3点目の空き家等に管理・助言ができる審査会についてでございますが、必ず設置しなければならないといったものではなく、一般的に審査会の審査内容としては適切な管理を行っていない特定空家等や管理不全空家等の所有者への助言から、代執行までの措置に対して諮問や答申を行ったりしています。有田川町では、現在、その段階まで至った事案がなく、現時点では審査会の設置までは考えておりませんが、今後、空き家が増えていくことも鑑み、将来的に審査会設置の検討も必要となるかもしれません。

次に、4つ目の空き家等対策計画の作成でございますが、有田川町では空き家等の適切管理や利活用の促進など、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成31年3月に有田川町空家等対策計画を策定し、令和5年4月に本計画を改定しております。

次に、5つ目の空き家条例の制定についてでございますが、有田川町では平成27年5月に完全施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家対策を進めています。そのため、現時点では町独自の空き家条例の制定までは考えておりません。

次に、居場所や若者・シニアハウス等の有効活用を重視した改修費用の助成についてでございますが、空き家改修では県外から移住される方への助成は行っていませんけれども、県事業の空き家改修補助を希望される方には、町が窓口となり活用していただいております。住宅改修の支援につきましては、居住環境の向上や防災減災の強化を目的とした住宅耐震改修の支援を実施しております。また、地域資源の活用と木材利用の促進を目的とした町産材利用住宅支援事業においても支援を行っているところであります。

次に、不良空家除去の補助金についてでございますが、現在、補助対象額の3分の2を乗じた金額、ただし上限が50万円となっております。令和7年度では予算枠20件に対して8件の実績であり、令和6年度では予算枠20件に対して10件の実績、令和5年度では予算枠20件に対して14件の実績でございました。

次に、除却費用の補助増額についてでございますが、本来は適切な管理をしなければならぬ所有者の管理意識の低下につながる懸念等もあるため、除却費用の増額については慎重に取り組んでいきたいと思っております。

次に、税制上の措置につきましては、現時点では具体的な対策は講じておりません。しかしながら、空き家を除去した場合、住宅用地の特例が適用されなくなることで、固定資産税が上昇することが空き家除去の阻害要因の1つと言われております。こうした状況を踏まえ、近隣市町の動向や先進的な取組を参考に公平負担の原則に立ち、税制上の措置について研究を進めてまいりたいと思っております。

今年も県の町村会の国に対する重点要望ということで、空き家の除去を促進するため、特定空家に該当しない空き家を除去した場合においても、国庫補助が受けられるよう要件の緩和及び補助対象の拡大を図る補助制度を拡充されたい。また、空き家除去後の土地に対して固定資産税等の軽減措置を行えるよう、地方税法等を改善されたいということで国にも要望を行っております。

次に、7つ目の空き家バンクへの申請と実用例、周知についてでございますけれども、県が運営し、市町村が窓口となっているわかやま空き家バンクには、これまで44件の登録があり、成約に至った例は17件となります。購入等された方は、主に住居として利用されています。周知方法でございますが、以前は空き家バンクの物件のみが県ホームページに紹介されていましたが、現在ではバンクの物件に加え、県と空き家流通で協力している宅建業者の取扱い物件とともに、県の運営する「わかやま住まいポータル」ホームページにて情報発信がなされています。町といたしましても、相談があった活用可能な物件について、宅建業者や県と連携して、空き家の活用がなされるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、8つ目の都市部への人口流出が空き家を生むこともあり、対策の展望がいろいろあるということでございますけれども、本町におきましては、全国的な少子化の進行や若年層の都市部への転出が続く中、人口減少が地域活力の低下につながる大きな課題であると認識しております。特に進学・就職による転出に加え、子育て環境や働く場の選択肢の多さから、都市部が選ばれる傾向は顕著であり、これにしっかりと向き合う必要があります。まずは、若い世代の方が、地元で働ける、地元から働ける環境づくりが重要で、人口流出対策は単体の施策では解決できるものではなく、働く、子育て、住まい、交流を総合的に整備していくことが不可欠であると思っております。町民の皆さんが地域事業者、関係機関とともに、若い世代が暮らし続けたい、戻ってきたいと思える有田川町の実現を目指し、全力で取り組んでいきたいと思っております。

次に、2点目の物価高騰対策についてでございますが、物価高騰が長期化する中で、町民の皆さんの家計や地域の事業者への影響は、依然として深刻であると認識しております。本町といたしましても、生活の安全を守り、地域経済の下支えを図るため、これまでも様々な支援策に取り組んでまいりました。現時点では、水道基本料金の免除について、町内全世帯が対象とならないため考えておりません。また、会計年度任用職員の給与につきましては、一般職員と同様に給与改定を実施しており増額しております。今後の対応につきましては、国・県及び近隣市町の実態を注視しながら、必要な支援を機動的に講じてまいりたいと思います。以前に実施いたしました応援クーポン券のように、生活全体を支える施策を検討し、町民の皆さんが安心して暮らせる環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の風力発電事業についてでございますが、保安林の解除に関しましては、地域の安全確保上、重要な事案であると町としても認識しております。特に土砂災害や水源地保全など、保安林の機能が地域住民の生活に直結することから、その影響は慎重に見極める必要があると考えております。しかしながら、保安林の解除に関する許認可につきましては、和歌山県が所管する業務であり、ガイドラインや技術的基準に基づいて専門的、客観的に判断されるものであります。町といたしましては、県の判断を尊重する立場にあり、解除の可否について直接的に働きかける立場でないことを御理解願いたいと思います。

また、民間事業者による開発等につきましては、法令に基づく手続きが適切に行われることを前提としております。町といたしましては、民間事業者に対し過度の干渉避けつつも、必要な情報収集や意見聴取を行い、地域住民の安心につながる事業になるよう事業者にも今後とも働きかけていきたいと思っております。

今の段階では、知事とは話をするんですけれども、今度するところの一級保安林、これはもう絶対に解除はしないということで知事も言ってますんで、今後もう保安林も少なくなってきたら、そんなに簡単には解除していかないと思います。僕も業者にはいつも言うてるのは、たとえ1人でも反対やったらできやんでということだけは確実に伝えております。今後もその方向でみんなの意見を聞きながらしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今、答弁をいただきました風力発電の問題であります。DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電を中心にしながら、これまで幾つかの風力発電事業の申請に係る審査会では、数回にわたる厳しい意見が出されたのは町長も御存じだと思います。それに加えて、2人のこれまでの知事も厳しい意見を出していただいております。

それで、特に1級保安林の指定解除により、解除はより困難になっているというのも町長が言われました。また住民の反対運動は広がっていると。いろんな団体の反対も加わってきている事例もあります。県へも要望書を今回また提出しております。それで議会での質問などもある中で、事業者は答えを出せない状況になっていると思うんです。その点、町長は御認識ありますよね。どうですか、教えてください。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

町からどうこうせえということ、できやんということをお断りさせていただきました。

○14番（増谷 憲）

認識の問題。

○町長（中山正隆）

それは僕も重々承知してまして、この間もあなた方が役場のほうへ来ていただいて、こういう反対をしちやるということは十分認識しております。また知事とも話をさせていただいて、この間、あれを持っててくれたんで、余計に知事もその認識は持っていると思います。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

それで町長に、次、町長選が控えておりますよね。誰になるか分からない現状なんですけども、町長の責任としてぜひ言ってほしいことがあるんです。それは、今、私が述べたようなことの内容について、この間の経過内容をきちっと詳しく引き継いでいただけるように進言していただけますか、どうですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今回、また2月1日に新しい町長が誕生すると思います。誰になろうと、増谷議員の意見は必ず申し送っておきます。

○議長（谷畑 進）

よろしいですか。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 11時59分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

午前中に引き続き、14番、増谷憲君の一般質問を続けます。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

それでは、午前中に引き続きまして一般質問をさせていただきます。

第1問の空き家対策から進めたいと思います。

この空き家の現状について、空き家率は平成30年度の15%から令和5年度の20.5%へ5.5%も上がっているということでありました。また、区長等から空き家に対する苦情が令和7年に6件、令和6年に5件、令和5年に4件ということでありました。それで空き家が存在することへの認識では、これからも空き家の問題が増えていくということでありました。

再度確認の意味で、空き家率が確実に増えている現状ですから、今後とも対策は十分に取っていくという認識でよろしいでしょうか、確認させてください。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

増谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

空き家の問題については、今後とも各課連携を図り対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、空き家等対策計画についてであります。

平成31年3月に有田川町空き家等対策計画を策定し、令和5年4月に計画を改定したとありました。この計画は、令和5年から令和9年までの5か年計画となっておりますが、期間内であっても必要に応じて変更できるとしております。そして、空き家は人口減による持家の空き家化が進んでいることが原因だと指摘されております。それで、空き家の所有者に対して空き家等の適正な管理や利活用の意識づけが重要だとされております。

また、空き家等の適切な管理や利活用の推進、特定空き家等は優先的に取り組んでいく、住民からの相談に応じる相談体制の構築を図るとされております。また、空き家等のデータ化や所有者不明な空き家対策、相談窓口は8課に渡り、商工観光課に設置し、弁護士や不動産業者との連携となっております。消費者等への利活用の企画・提案の実施除去費用が大きな負担になるから費用への助成となっております。それで、こ

の計画から幾つか点でお聞きします。

まず、審査会についてであります。現時点で考えていないということですが、将来的に審査会の検討も必要になるかもしれないという答弁でした。しかし、この計画では既に出来上がっているようなものでありますから、これを審査会にすれば十分いくのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

増谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

有田川町空家等対策計画にある空家等対策実施体制の弁護士や不動産業者などである関係機関等とは、空き家等に関する相談に幅広く対応するために構成されたものであって、審査会は適切な管理を行っていない特定空家等や管理不全空家等の所有者への助言から代執行までの措置に対して諮問や答申を行います。それぞれの組織した目的が異なるため、これを審査会にすることは考えておりません。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

このことについては、また次、私も当選できれば、いろいろ指摘していきたいと思っております。

次、窓口なんですけども、商工観光課が窓口であることを徹底されているのでしょうか、お答えください。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

増谷議員の再質問にお答えいたします。

有田川町空家等対策計画では、問合せ内容が複数分野にまたがることから、商工観光課を総合的な相談の受付先として位置づけているところです。住民からの問合せがあり、担当窓口が不明瞭な場合、商工観光課がまず相談をお受けし、内容に応じ適切な担当課へ取り次ぐ体制を取り、運用を行っております。

現在では担当課による支援策等の広報において、住民の皆様が問合せや相談、申請先が分かりやすいよう、またより迅速かつ専門的な対応ができるよう担当課を窓口とする周知を行い、効率的な受付事務を行っているところです。今後も住民の皆様がスムーズに安心して相談いただけるよう、体制等の充実に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

そちらが窓口なのは、私は気の毒な面もあるんですけども、ぜひ体制を取っていただいで対応していただきたいと思います。

それで、条例の制定について再度伺います。

平成27年5月施行の空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき進めているので条例の制定は考えていないということでありましたが、法律の範囲内で町独自の取組、例えば若者の居場所づくりやシニアハウス、店とうちの利活用などができると考えます。今の住宅改修補助金や紀州材の利用などの空き家対策に適用するなどしようと思えば、そして補助金を出す場合は要項でなく条例の基づくべきだと考えますが、この点いかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

町産材利用住宅支援事業などの補助制度は、条例で定めるべきと法令で規定するものではなく、町の裁量で定める任意の政策的事業であり、情勢等の変化に応じて補助内容や補助額を柔軟的に見直しする可能性は生じるものでございます。現時点においては、条例化よりも要項により機動的に制度を運用することが適当であると判断しております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

現時点ではそうかも分かりませんが、制度を担保していくためにも条例でちゃんと予算措置が取れるようにしておくべきだと私は考えております。

次に、不良空家除去補助金について伺います。

上限50万円の対象ということでありました。令和7年度で予算枠20件に対して8件の実績、令和6年度は10件、令和5年度で14件でした。これについて、実質事業に対して補助枠の関係でどうなるか。平成30年度から令和4年度の5年間の社会資本総合整備計画の地域住宅計画に基づく事業で、空き家再生等推進事業除去で規模が50戸、交付期間内に事業費は5,000万円となっています。このことと不良空家除去補助金との整合性はどうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

まず、3年間の各除去費用と補助金額ですけれども、令和5年度では14件で除去費用額2,096万2,000円に対して補助額700万円、令和6年度では10件で除去費用額1,620万3,000円に対して補助額500万円、令和7年度今現在では8件で除去費用額1,353万7,000円に対して補助額400万円となっており、この3年間では除去費用に対して平均約31.5%の補助金となっています。

続いて、平成30年度時点では、空き家再生等推進事業で整備していたのですが、平成31年度から和歌山県の指導により補助金がつきやすい空き家対策総合支援補助金に移行したため、整合がとれておりませんが、平成30年度は空き家再生等推進事業で8件、令和元年度以降は空き家対策総合支援補助金で令和元年度16件、令和2年度8件、令和3年度13件、令和4年度8件、5年間で元の空き家再生等推進事業で50件の計画を立てておったんですけれども、5年間で実績は53件となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、不良空家除去補助金交付要綱で、評価項目4項目あります。つまり測定基準なんですけど、この測定基準で基礎の部分や外壁、屋根など点数化されており、その合計が100点を超えないと補助金がもらえない仕組みになっております。

先ほどの実績をお聞きしましても、3年間の平均は53.3%でしたから、測定基準の厳しさや撤去に要する費用が大きいから、このような数字になっているんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えさせていただきます。

不良空家を判断する測定基準は、国の補助金要項に沿った形の有田川町不良空家除却補助金要項で取り決めた基準で実施しているため、この測定基準を容易にすると国の補助対象とはなりません。個人の財産である空き家の適正な管理は、第一義的には所有者が自ら行うことが原則であります。町として町民の安全安心で良好な住環境の向上を図るために補助金を出しております。公費を投入する以上、現在のところ今の判定基準は適当だと考えております。

次に、費用が大きいから撤去が進まないのではといったことについては、今回3年間調査した除去費用額に対して平均31.5%の補助額というのでも踏まえて検証していきたいと思いますが、3割の補助額はまあまあ補助ではないかなとも思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

これで再度今のことについて確認しておきたいんですけども、この3年間の各除去費用額と補助金額を示していただけますか。どうですか。確認を私したかったんで、もう一回言ってください。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えいたします。

令和5年度で除去費用額2,096万2,000円、補助額700万円、令和6年度除去費用額1,620万3,000円、補助額500万円、令和7年度今現在で8件、1,353万7,000円に対し400万円の補助となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今の答弁をいただいて、平均費用額が160万円から170万円前後になっていて、それに対しての補助額が満額50万円出ているような感じですね。これで言うと、費用に対して31.5%の補助率となっておりますけども、これはこれでそうなんですけども、できるだけもっと取組が進むように引き上げるべきだと考えております。

それで所有者の管理意識の低下が心配なので、除去費用の補助金は慎重に取り組んでいきたいということでありました。それでは持ち主への意識調査、啓発というのはどうなのか。離れて暮らしていたら意識は低下しますよというのはやはりそうだと思うんで、最後は補助額に向かってくると思うんですが、再度増額の検討を求めたいんですがいかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

不良空き家の所有者に対しては、意識調査までは実施しておりませんが、啓発については広報、ホームページ、納税通知書等の町からの文書通知等を活用して、空き家等の適正な管理や不良空き家除却の補助金について紹介しております。町として町民の安全安心で良好な住環境の向上を図るために取り組んでいく必要がありますので、慎重に検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

検討していききたい答弁もいただきました。

それで町長に伺っておきたいんですけども、31.数%の中でもう少しこの除去費用を増やしていただいて、進みやすいように町長、最後にお土産をつくっていただけませんか。どうですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

検討はさせていただきます。ただ、不良住宅って、これはもう本当を言えば個人が適切管理していただくと同時に、今までもその値段でとってくれちゃるところがたくさんあるんで、公平性を保つ上から、検討はさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、税制上の措置について、現時点では対策はないということでありました。高額な費用を出して空き家を撤去するんですから、何らかの措置がなければ、余計不良空き家になっていくのではないかと思います。

税務でお聞きしましたら、200平米以下の住宅の固定資産税は4.2倍になるということであります。近隣市町村の動向や先進地の取組を参考に、税制上の措置について研究していききたいということでしたので、ぜひこれは進めていっていただきたいと思えます。

また、国へも税制上の措置を講ずるよう、県町村会を通じて声を上げていただきたいんですがいかがでしょうか。担当部長、お願いします。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

増谷議員の再質問にお答えいたします。

和歌山県町村会では、令和6年度から政府予算編成及び施策の策定に関する要望書において、空き家除去後の土地に対し固定資産税等の軽減措置を行えるよう、地方税法等を改正されたいとの要望を行っております。空き家を除去した後の税負担の軽減は、空き家除却を推進する上で有効な手段であると認識しております。本町といたしましても、町村会を通じ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

この空き家対策は、まちづくりに最後は関わってくると思います。都市部への人口流出が空き家を生んでいる実態でありますから、根本的に住みよい町にどれだけしていけるか、生活しやすいまちづくりにしていくかであります。要はまちづくりができるかであります。この点で担当部長どうですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長も答弁をさせていただきましたが、単に空き家対策ではなく、過疎化、人口減少への対応として若者世代や子育て世代の定住促進、そして地元産業の振興、交通・生活利便性の向上など、総合的なまちづくりを進めることにより、人口流出の抑制に各部局が連携して取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ぜひ、それぞれの関係課、関係部そろって対策に取り組んでいていただきたいと思います。

次、物価高騰対策について伺います。

国の物価高騰対策と合わせて町も対応していただきたいんですが、今の中でどのようなことを検討されているのか答弁できますでしょうか、お願いします。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

お答えします。

今は国の内示とかもまだ来てない状況で、内容も来てないんで、物価高騰による町民生活への影響を考慮しまして、これも各部局連携の下、適切な支援策の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

国の保障は1月から3月までを当面目標にしながら全国で下ろしていくような感じになっておりますけども、今回の物価高騰対策に水道基本料金1万円の減免も入って

いるんですよ。当町の一般家庭の基本料金は10立方メートルで1,540円ですが、町全体で基本料金から今年の10月分で4,504件の38.5%、吉備が33.3%、金屋が44%、清水が59.1%が該当しております。それで入ってないところもあるというお話でありましたけども、それはどの範囲、例えば飲料水供給施設も含んでいるのでしょうか、その点も含めてどうですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

水道基本料金の減免についてですが、国の重点支援地方交付金において、水道料金の減免も対象になるとのことですが、先ほどの町長の答弁のとおり、基本料金の減免は考えておりません。

ただ、飲料水供給施設の現時点での戸数については把握しておりませんが、組合数については、吉備地区で1組合、金屋地区で4組合、清水地区で37組合となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今、飲料水供給施設についての御答弁をいただきました。全体でも町内で42組合ですかね。

それで以前お聞きしたら、飲料水供給施設があるから基本料金の減免をしないということ聞いてたんですけども、例えば高知市では、飲料水供給施設物価高騰対策臨時特例給付金として、施設等の維持管理に係る費用の負担軽減として各種団体には給付金として出している事例もあります。1戸当たり3,000円掛ける戸数部で出しているんですが、こういうことから言っても対応は考えられるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えいたします。

水道事業での基本料金の免除を考えていないので、飲料水供給施設への費用の負担等についても考えていません。町の方針としまして、いろいろと相談は必要だと思っておりますけども、住民一人一人に対しての平等性を尊重しながら考えていく必要があるもので、今回については水道の基本料金の減免について考えておりません。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

対策はその他も幾つもあるんで、ぜひとも町民全体に及ぶような対策を物価高騰対策として取り組んでいただきたいと思います。

それでもう一つ、公契約の観点から当たる方々の給料の問題も見ておく必要があると思うんです。会計年度任用職員についても、正職員と同じように上げていっているということですが、でも実際その辺はどうかと思うんですけれども、例えば伺いますが、会計年度任用職員で雇用保険に加入されている方は何人あって、平均給料は幾らでしょうか。また、正職員の40歳の平均給料を教えてください。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

令和6年4月1日現在で、雇用保険に加入している人の人数は240人です。そして、令和7年3月現在で、会計年度の平均給与は17万8,404円です。そして、正職員のうち40歳の給料の平均は、令和6年度実績としまして32万6,140円となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今、数字を出していただきましたが、なぜかという、物価高騰の中で給料を上げていかないと生活が成り立たんということもありますので、公契約の観点から会計年度の職員についてもぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

公契約における労働環境の確保の趣旨につきましては理解しておりますが、主にこれは民間事業者との契約における適正な労働環境を確保するための仕組みであり、町が直接会計年度さんを任用する会計年度任用職員の給与決定とは制度上の位置づけが異なるものと認識しておりますが、物価高騰による生活への影響は十分認識しております。それで、会計年度任用職員の給与につきましても、地方公務員法や総務省の指針に基づき、任用の実態や地域の民間給与水準を踏まえて適切に設定することが求められておりますので、一般職員と同様に給与改定を実施しております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

最後になりますけども、本当にこの物価高騰対策、今の景気が悪い中で給料も上がらないというところで、行政が下支えをしていくというのが大事やと思います。財政的にも余裕はありませんけれども、今回国からもお金が来るし、本当に広範な町民に長く行き渡るような政策を含めて検討していただき、頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

以上で、14番、増谷憲君の一般質問を終わります。

……………通告順5番 11番（岡 省吾）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、11番、岡省吾君の一般質問を許可します。

岡省吾君の質問は、一問一答形式です。

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

皆さん、こんにちは。午前中から多くの傍聴の皆さんにお越しいただいております。また、午後からも引き続き傍聴いただいております。本当に議場までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従いまして、11番、一般質問をさせていただきます。

我々の残された任期はあと僅かでございます。この4年間を振り返りますと、非常に早い年月であったなと私自身自身でそう感じております。この間、議員各位をはじめ執行部皆様から様々な御指導、御鞭撻、お力添えを賜りましたことを厚く感謝申し上げます。今期最後の定例会一般質問となりましたけれども、感傷に浸ることなく、いつもどおりの質問をいつものラストバッターとして務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今回、私の質問は、有田川町の今後についてということと、文化財の保護・管理についてというこの2点について質問をさせていただきます。1点目の項目につきましては、午前中、非常に熱量の高い椿原議員の質問と重複する点がございますけれども、御了承願いたいと思います。今期最後の定例会一般質問の最後ということで、今回はあっさりとさっぱりと終わりたいと思っております。いつものように明確な御答弁を賜りますように、よろしく願いいたします。それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず1点目、有田川町の今後についてお聞きいたします。

3町合併で有田川町が発足して節目の20年を迎えます。平成18年1月1日からの新町スタートでございました。有田川町として初めての議会議員定数は26名、当初はこの議場に26名の議員がおりました。3つの町が合併してできた新町ですから、抱える課題も非常に多く、また多岐にわたることから、当時の町執行部も随分と御苦労されたものと思います。そのような経過を経て、これまで有田川町は歩みを進め、この20年間で有田川町は飛躍的な発展を遂げてまいりました。

町発展に向けたこれまでの歩みに、その陣頭に立って長年御尽力された中山町長の御功績を顧みると、私も有田川町民の1人として率直に心から敬意を表する次第でございます。積み残された課題につきましては、次期町長選挙で選任される新たなリーダーの下、鋭意取り組まれていくこととなりますけれども、今後ますます有田川町が発展、進展していくことを切に願うところであります。

均衡ある町の発展、住民が安心して生活を営める環境づくりなど、活気ある有田川町の今後について、中山町長は新たなリーダーにどのような期待をされておられるのか、また町長自身が積み残したと考える事柄はどのようなことがあるのか、こういうことをお聞きしようと思いましたが、午前中、同僚議員の質問で詳細に答弁されておりまして、答弁も重複するかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、2項目めの質問でございます。文化財の保護・管理についてということでもあります。

文化財は、長い歴史の中で生まれ、古代から脈々と今日まで守り受け継がれてきた貴重な国民の財産であります。有田圏域は文化財の宝庫だとよく耳にします。その中でも有田川町には国指定・選定の文化財が25件、県指定の文化財が32件、町指定の文化財が144件ございまして、この件数を見るだけで長い歴史の中で先人の皆さんが培われてきた文化の高さや深さをうかがい知ることができます。

文化財と一くくりに申しておりますけれども、その種類は様々で建造物に彫刻、絵画や史跡、有形無形民俗に文化的景観などなど様々であります。これら文化財の管理につきましては、その地域に住むおのおの管理者が行ってくださっておりますけれども、今後懸念することとして、特に過疎地域における文化財維持管理が人口減少によって困難になってくるのではないかと思うところでございます。

さきにも触れましたが、文化財は国民の財産であります。これまで連綿と受け継がれてきた貴重な文化財を後世に受け渡していく使命が、今を生きる我々にあると考えます。人口減少地域の文化財保護・管理の在り方について、町当局はどのように考えているのかを最後にお聞かせ願ひまして、私のこの壇上での1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、岡議員の質問にお答えしたいと思います。

1点目の有田川町の今後について、午前中に同僚議員も質問されました。重複することがあるかと思えますけれども、お答えをさせていただきます。

議員各位、そして町民の皆さんには、合併以来20年間、本町の歩みに温かい御支援と御理解を賜り、心から感謝を申し上げたいと思います。

人口減少の時代の住みたいまちづくりとして、若い世代がここで暮らしたい、帰ってきたいと思えるまちづくりが急務であります。住宅支援、子育て・教育環境の充実、雇用の創出など、定住促進の施策を一層強化していかなければならないと思います。それと同時に、災害に強い町・支え合う地域コミュニティの育成ということで、有田川の恵みを受けながらも水害等の自然災害への備えは欠かせません。防災インフラ強化と自主防災組織の支援を進め、地域の支え合い力をさらに高めていかなければならないと思います。

合併から20年、私たちは数多くの成果を積み重ねてまいりました。しかし、有田川町の未来づくりは、まだまだ続く大切な旅路であります。これまでの歩みに誇りを持ち、次の20年後、30年後に向けて、町民の皆様とともに誇れる有田川町をさらに磨き上げてくれればと思っております。

次に、2点目の文化財の保護・管理についてでございますが、このことについては教育長に答弁させたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

我がまち有田川町は、いにしへの昔から聖地高野山の山頂を水源とする有田川をはじめ高野、龍神、熊野へと続く各街道と深く関わってまいりました。人々が行き交い交流が盛んであったことから、人・モノ・文化が大変栄えてきた地域でございます。

また、高野山の修行僧が冬の期間、清水地域で修行を行っていたことなどから、特に清水地域は古くから文化の豊かな町であったと言われております。さらに弘法大師空海ゆかりの地も町内各所に見られ、そのような歴史的な背景もあって、有田川町内には多くの文化財が存在しております。

国指定文化財の数は、和歌山県内では高野町、和歌山市に次いで3番目に多い状況でございます。これら文化財の管理につきましては、所有者の方々や地域の皆様が日頃から丁寧に守り伝えてくださっており、修繕などが必要となった場合には、有田川町文化財保存事業補助金交付要項に基づき、町といたしましては補助を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

1 1 番、岡省吾君。

○1 1 番（岡 省吾）

再質問をさせていただきたいと思います。

1 項目めの有田川町の今後についてということで、ただいま町長答弁におきまして今後のまちづくりの展望について、人口減少時代を見据えた定住施策であったり子育て施策の充実、また災害に強いまちづくりの推進などを示してくださいました。町発展に課せられた課題、これからも多岐にわたって非常に多いわけでありますけれども、この豊かな有田川町を次を生きる世代に受け渡していく、その責任の重さというのと同時に実感するところがございます。

町長の答弁にありました有田川町の未来づくりは、まだまだ続く大切な旅路ということを言っていただき、これまで有田川町の礎を築いていただきました有田川町長の御功労に大変心から敬意を表しますし、これからの有田川町を担っていただけるリーダーには、大きな期待を寄せさせていただきたいと思っております。

1 項目めの質問は終結させていただきたいと思います。中山町長、本当に長い間お疲れさまでございました。ありがとうございました。

2 項目めの文化財の保護・管理についてということで再質問をさせていただきたいと思います。

私の地元には、国の重要文化財の吉祥寺薬師堂というのがありまして、かなり古い建物でございます。また、杉野原の雨錫寺という古い国の重要文化財があると。このかやぶきの屋根が近年、もう今年か来年か再来年かあたりでふき替えの時期が来るとということで、これが30年に1回、ふき替えの時期がやってくるんだということでお聞きしておりまして、またその準備がこれから進んでいくんだろうなということで、担当部局もそれを進めていっていただいているんだろうなと思います。

かやぶきの屋根を修復をするにしても、かなりの金額が要するというをお聞きする中で、国の補助率が結構入ってくると思うんですけども、これに地元負担金も何%か要るんだよということで、うちの薬師堂をふき替えする事業につきましても、地元でいろいろこの話が話題となっているということでございます。

今回の屋根のふき替えにつきましては、何とか地元も協力しながらクリアできるかなということまで協議はされているとお聞きしておりますけれども、向こう30年、次の30年後のふき替えの時期に当たっては、もうさすがに地元にはそれだけの余力は残されていないと個人的に思っております。これからこの重要文化財、建物であったりというものを維持していくためには、地域の今まで管理していただいた皆様の限界もあるということ町当局も十分把握しながら、次の世代の維持管理に向けたシミュレーションというもの、もうぼちぼち始めていかなあかんの違うのかなと個人的に思うわけでありますけれども、人口減少地域の今後の文化財の維持管理の、今私が申し

上げたような例を踏まえて、教育部局で考えていることがありましたら一度答弁願いたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

岡議員の再質問にお答えいたします。

文化財の修繕に係る地元負担につきましては、人口減少など今後30年後の状況を踏まえ、教育委員会といたしましても、これまでどおり負担をお願いすることは難しくなるのではなかろうかと考えております。そのため、国や県への要望を引き続き行いながら、文化財の保全に充てられる財源につきまして、町部局とも相談してまいりたいと考えます。

また、文化財は地域の大切な財産でございますので、持続可能な形で今後も守っていけるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

先ほども触れさせていただきましたけれども、文化財というのは地域が大切に今まで守ってきて、これは国民の財産であるというようなことを認識していただいて、今後とも過疎地域のみならず、町全体の文化財の維持管理について考えていただきたいなと思います。

地元の薬師堂でこの間、十夜式というのがありまして、かなり古くから継承されている地域の行事なんですけれども、あそこの薬師堂が建立されたのが1427年と木札に書いてあるということで、あと2年でちょうど600年を迎える節目の年だということをお聞きいたしました。地域としても、この屋根ふきの事業と重なる時期がありまして、もし600年祭でかやぶきの屋根が修復されて600年を迎える節目の年ということで、何かできたらいいのになという地元の皆さんのお声を聞かせていただきました。

なかなか町として600年祭、何かしましょうかということにならんのかなとは思いますが、地域からそういう600年の記念式典に合わせて何かやりたいよということであれば、町部局、教育部局も何らかのお手伝い、またいろいろお力沿いをしてあげてほしいなと思うんですけれども、町当局の考えはどうかという点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えいたします。

吉祥寺薬師堂建立600年を迎えるの事業につきまして、教育委員会主体で何か事業を行うということは考えてございません。吉祥寺や地元が主体となって実施されるのであれば、地域との連携という意味で教育委員会も積極的に協力させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

今、答弁にありましたように、もしそういうような動き、また声がありましたら、できるだけ協力をしていってあげてほしいなと思います。

私の質問、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、11番、岡省吾君の一般質問を終わります。

以上で、日程第1、一般質問が全て終了しました。

本日の会議はこれで散会します。

また、次回の本会議は12月2日、火曜日、午前9時30分から開議させていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~

延会 13時44分